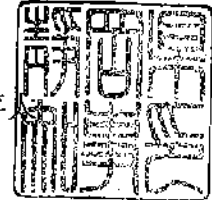




地 市 第 276 号
令 和 3 年 7 月 5 日

静岡県本人確認情報保護審議会長 様

静岡県知事 川勝 平



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用について(諮問)

住民基本台帳法第30条の15第2項第2号に基づき、次の2事務において本人確認情報を提供したいので、同法第30条の40第2項の規定により諮問します。

- 1 静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務
- 2 静岡県公立高等学校等専攻科奨学給付金事務

住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について

(市町行財政課)

1 概要

県教育委員会の公立高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務（下表の2事務）において、マイナンバーを利用した課税情報等の把握及び住民基本台帳ネットワークシステムを通じた本人確認を可能とし、申請者の負担軽減を図るため、番号利用条例及び住基ネット利用条例を改正する。

No.	事務	概要
①	静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務	公立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、一定の所得世帯の生徒に対して、授業料に相当する額を支給するもの
②	静岡県公立高等学校等専攻科奨学給付金事務	公立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、一定の所得世帯の生徒の保護者に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支給するもの

※いずれも所得等の要件を満たす必要がある。

2 改正理由

公立高等学校等の専攻科に通う生徒等を対象とする静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金及び静岡県公立高等学校等専攻科奨学給付金が創設されたことから、これらの支給事務においてもマイナンバーを利用する必要が生じた。

これに併せて、当該事務において住基ネットの利用を可能とするため、条例に事務を追加する。

3 効果

(1) 住基ネット利用の効果

申請者の本人確認の実施（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しの提示等、本人から直接確認すること）が困難なため、住基ネットを利用することで、円滑な事務処理が可能となる。

(2) マイナンバー利用の効果

マイナンバーを利用して市町から課税情報等を取得することで、県民（申請者等）にとっては課税証明書等の提出を省略できるため、申請の手間や発行手数料の負担等が不要となり、市町では課税証明書等発行事務が不要となり、また県では市町から課税情報等を直接、電子データで取得できるなど、県民の負担軽減や行政の効率化が図られる。

4 条例改正のスケジュール（案）

事務	6月	7月	8月	9月
県民意見募集手続（※）	→			
本人確認情報保護審議会		●		
県議会定例会への条例案上程			→	●

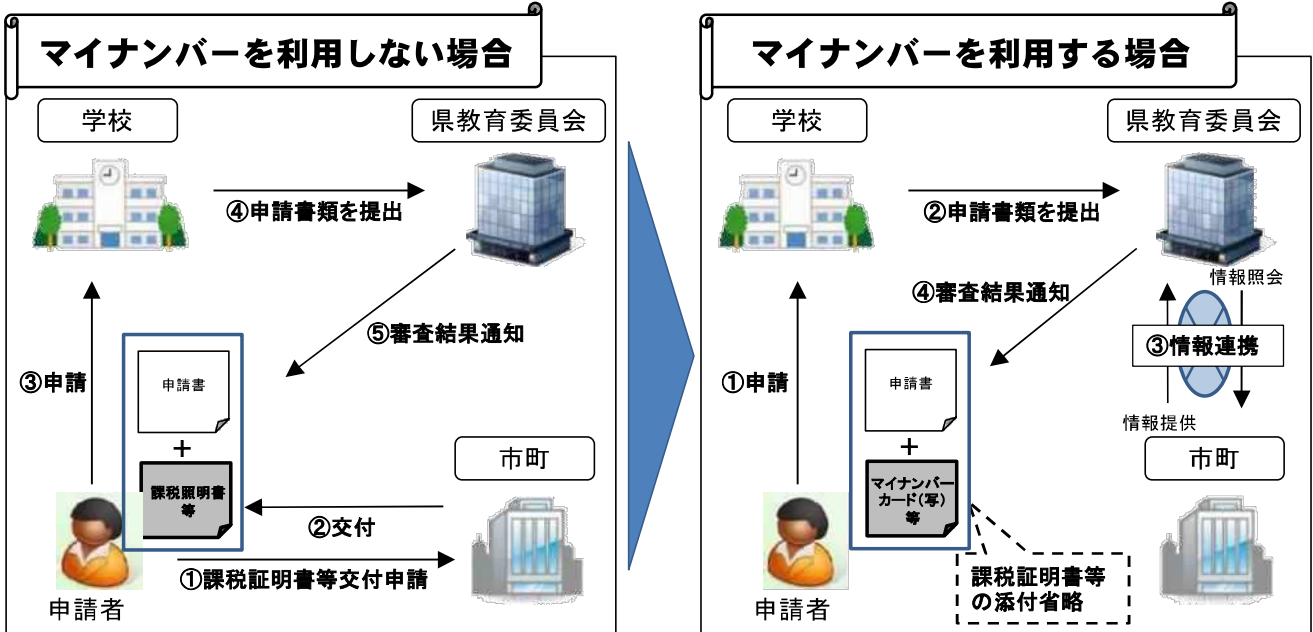
※令和3年6月1日（火）から6月30日（水）まで

◆独自利用事務及び修学支援制度の概要◆

・条例追加予定の2事務について、番号利用条例に規定することで、マイナンバーを利用した情報連携により、添付書類(課税証明書等)が省略される。

⇒独自利用事務において、課税証明書等の提出が不要となる(保護者の負担軽減)

【情報連携のイメージ】



【静岡県公立高等学校等専攻科の生徒への修学支援制度の概要】

内容	静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金	静岡県公立高等学校等専攻科奨学給付金
対象経費	授業料	授業料以外の教育に必要な経費
対象者	公立高等学校等専攻科生徒 (30人)	公立高等学校等専攻科に通う生徒の保護者 (30世帯)
支給条件	全額補助: 世帯収入270万円未満の世帯 1/2補助: 世帯収入380万円未満の世帯	都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
財源	県費1/2、国費1/2	県費2/3、国費1/3

・公立高等学校等専攻科とは、通常課程を卒業後、特別な資格取得等を目的とした修業年限が1年以上の課程
 ・静岡県が設置した公立高等学校等専攻科は、焼津水産高等学校(2年間)のみで定員は30名

